

『経営者のための労働問題』

平成23年5月から2ヶ月に1回のペースで労働問題の勉強会を実施します。企業の経営者が押えておくべき労働の諸問題を6テーマ用意しました。なお、東日本大震災の発生を受け、初回は災害時の労働問題についてお話をさせていただきます。

- 日 時 平成23年5月から平成24年3月まで（全6回）
隔月1回（土曜日）・時間は全回共通 13:30-15:30
詳細は「別紙・日程とテーマ」をご確認下さい。
- 場 所 札幌総合法律事務所（第2回以降は変更の可能性あり）
- 対 象 企業経営者、社会保険労務士の先生
- 定 員 24名（申込先着順）
- 講 師 弁護士 石川 和弘 弁護士 吉田 友樹示
- 参加費 無料

●アクセス

『札幌総合法律事務所』

札幌市中央区北5条西11丁目17-2

★最寄駅

- ①地下鉄東西線西11丁目駅から徒歩約10分
- ②JR札幌駅・地下鉄札幌駅から徒歩約10分

★駐車場(6台分)

併設しておりますが、当日は一般の法律相談も
行っておりますので、来所の際は公共交通機関を
ご利用頂くか、近隣の有料駐車場をご利用頂
きますようお願い致します。



- お申し込み 別紙申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXにてご返送下さい。
- お問い合わせ 札幌総合法律事務所 事務局 石川典崇
〒060-0005 札幌市中央区北5条西11丁目17-2
TEL, 011-281-8448 FAX, 011-281-0855
URL <http://www.sapporo-sogo-lo.com/index.html>

「経営者のための労働問題」 参加申込書

第1回 「災害時における労働問題」

平成23年5月14日(土) 13:30-15:30

札幌総合法律事務所 大会議室

必要事項をご記入のうえ、FAX(011-281-0855)にてご返送下さい。

会社名	
部署・役職	
お名前	
住所	〒
TEL	
FAX	
メールアドレス	

- (1) 定員到達後のお申し込みの場合のみ、当方より連絡させていただきます。連絡がない場合は、当日会場へお越し下さい。
- (2) ご記入頂いた個人情報は、勉強会の円滑な運営管理のためにのみ使用するものとし、ご本人の承諾なしに、他の目的で使用することはありません。

申込専用 FAX : (011) 281-0855

〒060-0005 札幌市中央区北5条西11丁目17-2
札幌総合法律事務局 勉強会担当 : 石川 典崇

【別紙】 日程とテーマ

回	日時	テーマ	概要とポイント
1	平成23年5月14日(土) 13:30-15:30	災害時における労働問題	震災のもとにおける雇用関係を中心として
2	平成23年7月23日(土) 13:30-15:30	労働時間の考え方	その時間、実は賃金が発生します — 昼休みの電話番、就業前後の着替え、ラジオ体操に賃金を支払わなければ、場合によっては2倍超のお金を支払うこととなる。
3	平成23年9月3日(土) 13:30-15:30	各種手当と割増賃金の関係	手当の定め方は適切か — 住宅手当を一律に支給していると割増賃金を算定する際に基礎賃金となる。
4	平成23年11月19日(土) 13:30-15:30	労働災害と会社の責任	労災保険と民事賠償 — 保険でカバーされない損害をどのようにして防ぐべきか。
5	平成24年1月21日(土) 13:30-15:30	懲戒、解雇において気を付けること	困った社員の辞めさせ方 — 段取りを踏まなければ、余計なお金の支出を招く。
6	平成24年3月10日(土) 13:30-15:30	休職・復職の判断における注意点	復職させるべきか — 復職させるか否かは、従前の職種のみを前提に考えるべきものではない。

※ 実施会場は「札幌総合法律事務所」の予定ですが、外部の公共施設等に変更になる可能性もございます。変更の際は、電話・FAX・メール等でご連絡させていただきます。